

禁止行為解除承認手続きの流れ

豊田市コンサートホール・能楽堂（以下、ホール）の舞台等において、演出上（利用上）、やむを得ず必要な喫煙、裸火使用、危険物品持込み等の禁止行為を行う場合、下記の手順にて解除申請手続きをお願いします。

項目	手続時間／場所	内容等
①内容説明書類受取	およそ1ヶ月前までに／ホール	ホールに禁止行為の内容を説明の上、書類をお受取りください。
②書類作成		【申請書記入上の注意】 <ul style="list-style-type: none">・申請者は主催者に限る。 （原則は代表者であるが、会場責任者でも可）・印鑑は私印でも可。・行為理由は公演名（催し物の名称）を記入。・行為内容はできるだけ具体的に記入。 （危険物等の種類と数量） ← 最重要・行為者は実際の取扱者を記入。 （業者も可。住所・職・氏名・年齢・性別） ※複数の場合は一覧名簿添付 「火災予防上講じた措置」は消火器の持参及び係員の配置が必須。 【必要添付書類】 <ol style="list-style-type: none">1. 会場平面図（禁止行為の場所及び消火器・係員の場所を明記）2. タイムスケジュール（禁止行為の使用時間を明記）※リハ含む3. 警備員編成表（危険防止対策が必要な場合） ※施設の特性上、 スモークマシンの使用は禁止 とします。
③同意申請	およそ2週間前までに／ホール	申請には豊田市コンサートホール・能楽堂 防災管理者の同意 が必要です。 同意後、ホールにて防火対象物欄に豊田市コンサートホール・能楽堂 館長印を押印 し、複写を1部作成します。（ホールでコピー） ※同意後無断での 追記は禁止 とします。 ※原則、 公演の2週間前までに申請 してください。
④解除申請及び承認	およそ2週間前までに／消防本部予防課	申請書2部を提出 し、後日、消防本部予防課より承認受理の連絡があり、1部が申請者に返却されます。（申請者が消防本部へ届出受理書を受け取りに行く）
⑤届出受理書の提出	利用開始前までに／ホール	申請書2部のうち、 1部は消防本部保管（正本）、返却された1部はホールへ提出（副本） ※書類の控えが必要な場合は、ホール事務所にご請求ください。

豊田市消防本部予防課 （業務時間は平日午前8時30分から午後5時15分まで）
豊田市長興寺5-17-1 TEL0565-35-9704